

# 放置艇対策に伴う所有者不明船の撤去について

## ～放置艇に対する簡易代執行の実施～

令和元年7月23日  
佐伯土木事務所

佐伯市中川及び佐伯市葛港において、河川法第75条第3項及び港湾法第56条の4第2項に基づき、所有者不明の船舶を撤去（簡易代執行）しますので、下記のとおりお知らせします。

※佐伯土木事務所では、不法に係留している船舶登録番号表示のない所有者不明の船舶に対し、令和元年5月28日に河川法第75条第3項及び港湾法第56条の4第2項の監督処分（簡易代執行）を行う旨の公告を行いましたが、令和元年6月28日の除却期限を経過しても撤去されず不法に係留されているため、撤去を行います。

### 記

- 1 簡易代執行開始日時 令和元年7月30日（火）13：30～  
なお、気象状況などにより日程が変更となる場合があります。作業中止に関するお問い合わせは「問合せ先」（佐伯土木事務所管理・保全課）までお願いします。
- 2 実施場所 佐伯市中川河川敷（佐伯総合庁舎横）
- 3 作業時間 13：30 ～ 15：30（予定）
- 4 取材について
  - ・現地取材については、事前登録制とさせていただきます。別紙「取材登録書」を7月26日（金）17時までに「問合せ先」（佐伯土木事務所管理・保全課）までFAXにて提出をお願いします。
  - ・取材当日は受付（場所：佐伯総合庁舎正面入口、受付開始：13：15～）にお立ち寄りいただき、現地取材中は所属報道機関名がわかる名札や腕章等の着用をお願いします。
  - ・安全管理上、作業区域への立ち入りを制限させていただきますので、当日の取材・撮影場所については、職員の誘導に従っていただきますようご協力をお願いします。また、作業を安全かつ速やかに進める必要上、取材は当方の指定した担当職員のみへお願いします。



5 配付資料

- (1) 位置図
- (2) 取材登録書
- (3) 放置艇対策の概要について（参考）

**【問合せ先】**

〈現地での作業内容及び取材に関すること〉

佐伯土木事務所 管理・保全課 山田・小曽根

**【電話】** 0972-22-3171

(内1260・1261)

**【FAX】** 0972-22-9543

〈放置艇対策全般に関すること〉

土木建築部 土木建築企画課 木許

**【電話】** 097-506-4511



安心・活力・発展

**大分県土木建築部**

初日実施分詳細位置図



令和元年7月30日(火)

【作業時間(予定)】

- 13:30 事前説明開始
- 13:40 船舶A撤去作業開始
- 15:30 船舶A保管場所へ搬入完了

※上記は事前説明開始から保管場所(佐伯港)搬入までのタイムスケジュールです。

※作業時間は前後する場合がございます。

※船舶Bは当日の作業進捗により撤去を実施するか判断します。

# (1)位置図

## 簡易代執行全箇所図

- 初日実施箇所 (船舶)
- 7/31以降実施箇所 (船舶・詳細日程未定)
- ↔ // (棧橋・詳細日程未定)



(別紙)

# 取材登録書

取材をご希望の報道機関におかれましては、7月26日(金)17時までにご登録をお願いいたします。

1. 報道機関名

2. 氏名

3. 連絡先(電話番号)

【事前ご登録先】FAX:0972-22-9543

【問合せ先】

〈現地での作業内容及び取材に関すること〉

大分県佐伯土木事務所 管理・保全課 山田・小曾根

TEL:0972-22-3171

〈放置艇対策全般に関すること〉

大分県土木建築部 土木建築企画課 木許

TEL:097-506-4511

# (3) 放置艇対策の概要について(参考)

## 放置艇対策に係る現状と課題

### 県内の放置艇の現状・課題

- 県内には約5,700隻の放置艇が存在
  - ・国直轄河川や市町村管理漁港にも放置艇が存在する(約1,500隻)ことから、**国・市町村との連携が重要**
  - ・約4,200隻は県管理水域に放置されており、佐伯市や臼杵市、大分市など南部から中部地域に集中
- 佐伯地区の河川に係留している船舶所有者に対して行ったアンケートでは約4割が違法であるとの認識なし

<県管理水域の状況>

市町村名	放置艇計	港湾	漁港	河川
中津市	167	77	90	
宇佐市	113		83	30
豊後高田市	194	133	59	2
姫島村	75	75		
国東市	447	407	34	6
杵築市	338	329		9
日出町	154	151		3
別府市	272	236	36	
大分市	895	595	122	178
臼杵市	435	396	21	18
津久見市	454	403	51	
佐伯市	652	337	71	244
計	4,196	3,139	567	490

### 放置艇が引き起こす課題

- 津波による二次被害
  - ・南海トラフ巨大地震に起因した津波等により、住家等への二次被害が心配される
- 事業活動等への影響
  - ・無秩序に船舶に係留することにより、港湾施設内の運航や漁業等の本来の事業活動に支障
  - 【日出港】放置艇が邪魔で船の整備に支障
- 生活環境の悪化
  - ・住宅地付近の河川に広範囲に係留されているため、騒音や不法投棄により住民生活に影響

### 国の動向

国土交通省は「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」(H25.5)を策定し、**R4年までに放置艇0を目指す**

(目標達成のための施策)

- ①保管能力の向上と規制措置を両輪とした対策
- ②関係者間の連携推進
- ③効果的な放置艇対策事例の周知

3水域(河川・港湾・漁港)が連携し、既存の放置艇の適正管理及び新たな放置の防止のため、**受皿確保(ハード対策)及び意識啓発・取締強化(ソフト対策)**に取り組む

## 放置艇対策の基本方針及び概要について

### 1 対策の基本方針

- ①河川等の本来禁止されている区域から港湾等の係留区域へ誘導
- ②国や市町村も含め3水域(港湾、漁港、河川)が連携
- ③特に重点的に取り組む必要がある地域を適正化推進区域に指定しながら、県内全域で取組を推進

### 2 対策の概要

#### 受皿確保(ハード対策)

##### ○係留場所の確保

- ・貨物船等本来の港湾等利用に影響を及ぼさない係留区域について、プレジャーボートの係留場所として活用
- ・係留区域内で場所が不足する場合は、船舶航行に支障がない場所を暫定的に係留場所として活用

##### ○係留施設(係船環)の整備

- ・新たに確保する係留場所に必要に応じて係留施設(係船環)を整備

#### 意識啓発・取締強化(ソフト対策)

##### ○船舶所有者の意識啓発

- ・各地域毎に関係者からなる検討会や船舶所有者に対する説明会を開催し、県の取組を丁寧に説明することで係留施設に誘導

##### ○放置艇に対する取締強化

- ・放置されている船舶について、行政指導、行政代執行を実施(公平性の確保)

所有者や関係する事業者などの理解が重要

県の考えを明確にし、関係者の理解のもと取組みを推進するため、『プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例』を制定